

## 1. 第3次蕨市環境基本計画の策定

平成25年3月に策定した蕨市環境基本計画(以下、「現計画」とします。)が計画の期限を迎えますが、今後とも多様化する環境課題の解消に向けて市民、事業者、市が協働して取り組み、環境の保全と創造に関する施策について総合的かつ計画的に推進し、地域の環境を将来の世代に継承するため、第3次蕨市環境基本計画(以下、「本計画」とします。)を策定します。

また、近年世界的な環境課題としている地球温暖化に対し、温暖化を軽減するための対策「緩和策」と、温暖化の影響に対応するための対策「適応策」が求められており、本計画と密接に関連してくることから、「緩和策」として「蕨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を、「適応策」として「蕨市気候変動適応計画」を本計画に内包し策定します。

## 2. 環境基本計画とは

蕨市環境基本条例(平成13年3月30日、条例第3号)に基づき策定する計画で、地球環境保全のための新たな取組を積極的に進めていくと共に、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な循環型社会に変えていくことを推進するための指針となる計画です。

## 3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき策定する計画で、地球温暖化に起因するガス(温室効果ガス)の排出をできるだけ抑える取組を各主体(市民、事業者、市)、或いはそれらの協働によって実行することを促すための計画です。

## 4. 気候変動適応計画とは

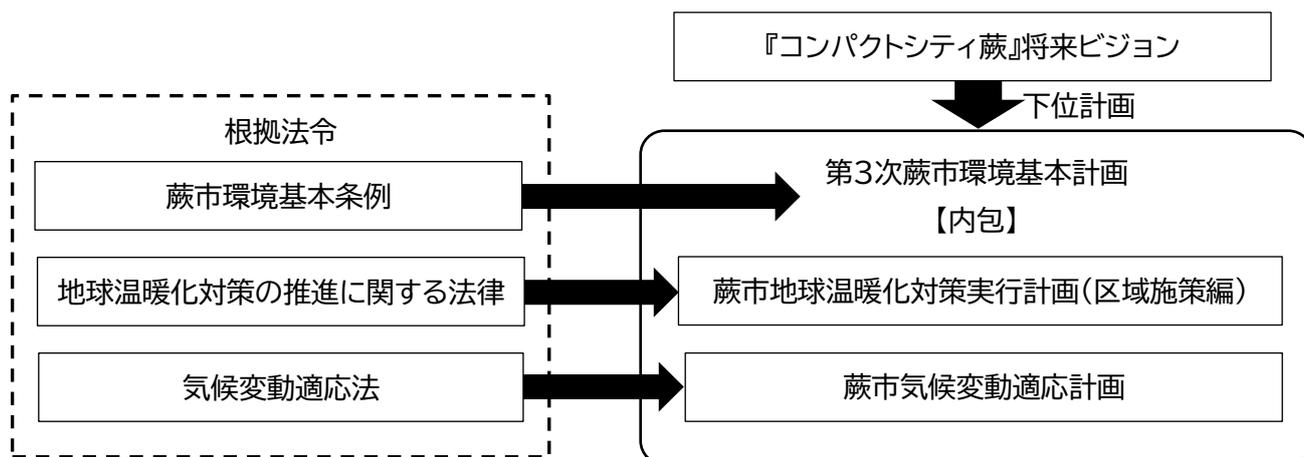
気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づき策定する計画で、地球温暖化に起因する気候変動(豪雨や干ばつ、台風の大型化など)と、その影響(洪水、渇水、海面上昇、生態系の破壊など)に対応するための施策を展開する計画です。

## 5. 本計画の位置づけ

次図に示すとおり本計画は、本市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨 将来ビジョン」の下位計画とし、環境分野に関する総括的な計画として位置づけます。環境に関する幅広い分野で展開される各種事業や施策・取組を環境面から望ましい方向へ誘導する性格を有しています。

なお、本市の他の計画とも調整・整合を図ります。

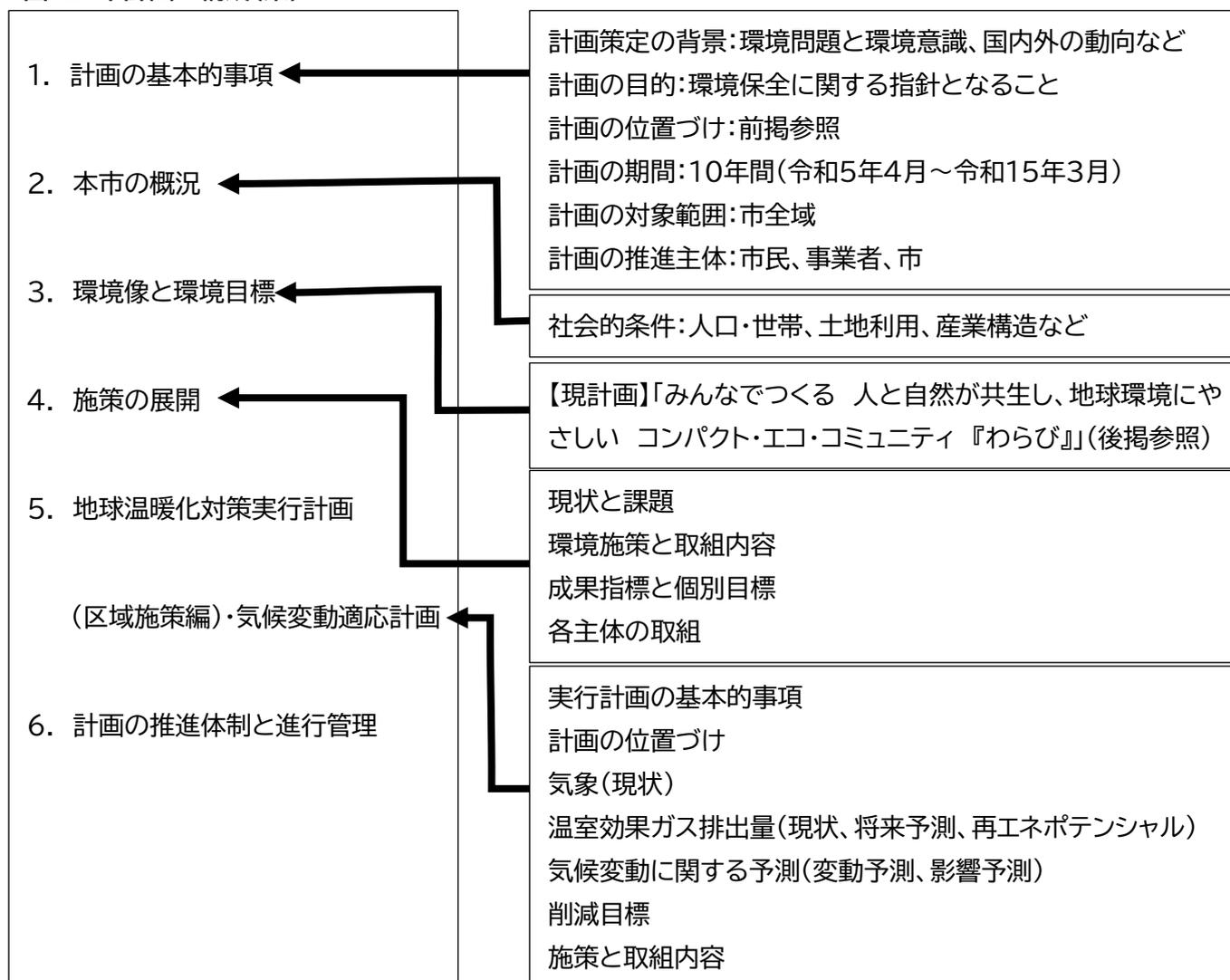
図 1 本計画の位置づけ



## 6. 本計画の構成(案)

本計画の構成は、次図に示すとおりを予定しています。なお、審議会や庁内連絡会等からのご意見等により構成に変更が生じる場合があります。

図 2 本計画の構成(案)



## 7. 望ましい環境像

国内外の潮流を踏まえて次のとおり設定しました。

(現行)「みんなでつくる 人と自然が共生し、地球環境にやさしい  
コンパクト・エコ・コミュニティ『わらび』」



### 【①国内外の動向】

・地球温暖化、循環型社会の形成、SDGs、気候変動、生物多様性

### 【②市民の願い】

・快適、清潔、美化、景観、心地よい、安全安心

### 【③暮らしを生きる】

・協働、コンパクトシティ、地域力

・上記①②③を踏まえて考えられるキーワード

「協働」「地球温暖化」「脱炭素」「持続可能」「未来」「快適」「共生」「コンパクトシティ」

「清潔・美化」「緑」「利便性」「安全安心」

## 8. 施策の体系(案)

施策の体系は、次図に示すとおりを予定しています。取組方針を11から12に区分し、喫緊のテーマとなりそうな順序で構成しています。

図 3 施策の体系(案)

